

【佐藤浩雄議員】

それでは、地方財政危機と我が県経済の健全化についてお伺いいたします。

我が国経済は、ようやくバブル崩壊のデフレ経済を脱し、一部には、いざなぎ景気を超す好調ということで評価さえある中で、好調な税収で地方財政危機が忘れられるようなムードがありましたが、突然北海道夕張市の財政破綻が発生いたしました。

北海道夕張市は、石炭から石油へのエネルギー改革による炭鉱の閉鎖による人口の減少の中、国や北海道の指導に従い観光事業などに暴走した結果、負債総額 600 億円、標準財政規模の 14 倍にも達し、しかも一時借入金を悪用し、会計間処理を偽装し、無許可起債を行い、粉飾の黒字決算を続けていたものであります。

しかし、この事件をきっかけに、地方財政の危機は一挙に大きな政治的、経済的な課題になりました。今回の地方財政危機は、長期間続けられた国の裁量的財政政策によってつくられたものだからです。

政府は、地方自治体に三位一体改革を大義に、いまだデフレ経済の続く地方に補助金カットと交付税の削減を押しつけ、税源移譲はせず、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項違反を 11 年間も続け、交付税特別会計には 50 兆円を越す借金をつくり、交付税特別会計を破綻させ、国家財政健全化を優先させる路線をとってきた結果、交付税総額が大幅に削減された地方財政が破綻の危機に追い込まれている現状を夕張市の財政再建団体転落が証明しているからであります。

また、税財源そのものがない地方自治体は、幾ら国から税財源移譲されても税収は増加せず、財政危機の構造は全く変わっていないことを証明し、財政の水平調整機能が必要であることも証明している事件でもあります。

その後、夕張市の赤字隠しの財政運営方法は北海道内の他の 8 市町村でも発覚し、財政破綻は北海道はもちろん、全国的な課題として大きな政治的、経済的な課題と現在なっております。

このきっかけは、2006 年度から起債許可制度が廃止され、市町村は起債制限比率に変わり、実質公債比率の数値で 18%以上の自治体は県の地方財政許可が必要となることから、総務省が調査したことがきっかけでした。調査の結果、45 都道府県 406 自治体に上り、全体の 22.2%も占め、深刻な地方財政の危機の状態を示しているからであります。

また、総務省の調査によれば、実質公債比率が 18%を超える市町村が占める割合は、島根県の 85.7%を筆頭に、青森県、石川県が 50%を超え、10 県で 30%を超え、我が県は南魚沼市の 23.5%を筆頭に 9 市町村が 18%を超えており、我が県の市町村財政も深刻な危機の中にあることを証明しております。18%以上の起債許可が必要な市町村が存在しない県はわずか 2 つしかなく、地方財政がいかに危機的かを証明しています。また、都道府県や政令市の実質公債比率が 18%を超える県は、北海道、長野県、兵庫県、岡山県と横浜市、神戸市など 12 都道府県、市が該当しており、財政危機は都道府県にも重大な問題であることを証明しています。

そこでお伺いしますが、今回の総務省の発表による実質公債比率の全国的な状況及び我が県の特徴、我が県の市町村の実質公債比率の状況及び特徴と北海道夕張市を初めとする 8 市町村の粉飾決算のような疑惑があったのか、お伺いします。

また、既に決算が出ています平成 17 年度の我が県決算の県債残高や企業会計、特別会計などを連結した負債総額は幾らか、また平成 17 年度の税収から返済した純返済可能金額は幾らか、また負債総額を純返済可能金額で割った返済必要期間は何年になるか、お伺いいたします。

第 2 に、今回の夕張市の財政破綻をきっかけとした地方財政危機と我が県経済の危機について、知事の認識についてお伺いします。

国家財政の財政保障を前提につくられていた地方財政の今回の危機は、国家財政の危機の影響によって補助金や交付税の削減によってつくられたものです。

また、我が県財政も、平成 18 年度予算では税収が 4.9%増、約 118 億円も増加するのに、歳出は約 607 億円、4.8%も削減したにもかかわらず歳入歳出の収支差は 422 億円発生し、収支差の充当のために県債 278 億円を発行し、なお不足分 144 億円は基金取り崩しによって充当しております。

このように、起債発行と基金取り崩しに頼った我が県財政は、基金が払底する中、県債残高が 2 兆 5,000 億円に達し、県債費が年々増嵩していくのが県財政危機の原因にもかかわらず、依然として県債発行に頼っており、危機的な状況と私は判断します。

さらに、我が県の行政コスト計算書も 442 億円の赤字で、平成 11 年度決算から平成 16 年度決算までのプライマリーバランスは平均マイナス 803.5 億円となっており、流動化比率は平成 10 年の 145.1%から平成 15 年には 45.5%に激減しており、いかに我が県財政危機が深刻かを物語っています。

実際に日本経済新聞の9月9日号では、基礎的財政収支 25 都道府県が赤字と大きく報道され、我が県は基礎的財政収支、プライマリーバランスがマイナス58.8%、一般財源の4.2倍の債務を持っており、基礎的財政収支で借金膨大の全国で最も悪い財政の典型として紹介されております。

このように財務省試算でも財政が最も危機的な県として紹介されている我が県が、なぜ知事が財政安全宣言をする県になるのでしょうか。また、知事は、今まで我が県の起債制限比率が11.1%で全国12位であると記者会見し、我が県経済の安全性を強調しています。

今まで起債は許可制度でした。しかし、ことしからは地方分権の方針に従って起債は自治体一括方式ではなく、マーケットの原則に従い財政が安全な自治体と不安な自治体は近隣に差がつく、すなわち護送船団方式の政府保証ではなく、マーケットが原則的に責任を負うシステムとなりました。それにあわせ、総務省は起債制限比率ではなく、実質公債比率を起債許可の指標に使ったわけで、フローの指標で財政状況を正確にあらわしていない限界のある指標である実質公債比率でさえ、使用した途端、起債が自由に行えない財政危機の自治体が22.2%も出て深刻な地方財政危機の実態が明らかになり、大きな政治的な課題となっているわけです。

私は、こうした我が県財政の危機的事態を知事に伝えているのに、財政状況を正確にあらわしていない起債制限比率やバランスシート黒字3.1兆円を持ち出して説明しており、私にはその態度が理解しかねます。

また、既に知事の財政安全宣言の根拠となっている住宅ローンをアナロジーしたり、OECD諸国の財政赤字残高にアナロジーしたりすることの誤りは、財務省の国家財政を家計に見立てた場合における計算との比較で指摘しておりますが、お認めになりませんので、今回の総務省の実質公債比率や総務省の基礎的財政収支分析結果は、一般財源のマイナス58.8%と出ている現在、その金額はどのくらいになるのかお伺いするとともに、それでも我が県経済は知事の見から見ると安全なのか、お伺いいたします。知事の安全宣言の根拠についてお伺いいたします。

第3に、地域を回り、県民の意見を聞くとはよくわかりますが、県民は今迷っています。発表をされる財政情報は財政の危機的な姿を示しているのに、知事は安全宣言をしており、座談会なんかを開きますと必ず説明が求められます。マスコミでも言っているように、知事は説明責任を果たしていないのでしょうか。

県民は、マスコミを通じ我が県経済は全国的にも最も悪い例と説明されているのに、県財政のすべての責任、受託責任を負っている知事の発言が全く逆の100%安全と言ったり、その認識に基づき財政運営計画を立て、臨機応変に対応するなど財政規律も目標もルールもない裁量的財政政策を評価するメッセージを県民や市場に送っていますが、起債は原則自由となり、地方債市場ですべてが決定されるのに、誤った財政情報をマーケットが受け取った場合、地方債市場が新潟県の経営能力なしと判断し、我が県の県債だけが他の県よりも1%以上も高い金利をつけられたりして、マーケットに買い手がなくなる事実上の起債が不可能なような事態を招かないか心配です。

既に東京都債や埼玉県債と大阪府債は表面利率に0.2%の差がついており、運用利回りのスプレッドが0.015%もついております。個別銘柄に格差がついているのが現状の地方債市場です。地方債市場で我が県の県債が1%以上の差がつけば、それはマーケットから事実上の破綻宣言と理解すべきです。こうしたおそれがないのか、お伺いします。

また、総務省や財務省が知事の発言どおり、財政が安全なら臨時財政対策債や財政健全化債、退職債などは必要ないとみなし、起債強化をしない場合も考えられ、こうした場合は我が県は直ちにデフォルトが発生する場合も考えられると思います。知事は、知事の財政安全宣言と地方債市場や許可制度との関係をどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

第4に、裁量的財政政策とルール、目標による財政政策についてお伺いいたします。

知事の新潟県財政運営計画（素案）では、毎年度の予算編成の際には、県財政を取り巻いている状況変化を的確にとらえ、歳入歳出の各項目について臨機応変に対応していくことになるとあり、ルールも目標もありません。

前回の質問では、視察調査に行った岩手県の例を示し、岩手県では財政再建団体に転落するとの財政分析、認識、危機感から職員数を13%削減する計画に取り組んでいたこと、トヨタの看板方式に学び、マネジメントシステムに取り組んでいたことを紹介しました。

このことを見ても、財政破綻の危機をばねに財政健全化に取り組んでいるのに、我が県では半年前に破綻の危機を県民に訴えた財政健全化計画を示していたのに、その半年後、逆に安全宣言を出し、臨機応変に対応していく、1年後には新潟県財政運営計画（素案）を立てています。

しかも、バブル崩壊後の裁量的財政政策の評価に対して知事は、「本県はこうした政策に従った結果、県債残高が増加をいたしております。一方で、社会資本整備の促進という面もありました。政府による

県債の償還財源の確実な確保という約束が守られるならば、必ずしも悪い選択ではなかったと認識しております」と私に答弁しております。財務省の基礎的財政収支分析により、全国の最悪の財政と酷評されている新潟県知事とは思われないのんびりとした答弁をしております。

知事、地方交付税法第6条の3第2項違反を11年も繰り返し、交付税特別会計を破綻させ、交付税総額を勝手に減らし、地方財政を破綻の危機に追いやっているのは国の裁量的財政政策であり、それを追隨した地方ではありませんか。

我が県のマイナス成長を続けた1990年代の景気対策に証明されているように、経済効果がなく、借金だけをつくり出した裁量的財政政策のその最も悪い典型的な財政形態は、ストップ・アンド・ゴー政策ですが、我が県には8回も出現しており、その結果県債残高は2兆円を突破し、補正予算債が10倍以上に膨らんで、その結果、地方の自主財源であった交付税制度が崩壊し、平成16年度には一方的に12%も削減され、地方財政を危機に追いやっているのに、必ずしも悪い選択ではなかったという評価は私には理解できません。こうした認識ですから臨機応変に対応する新潟県財政運営計画（素案）を立てるわけで、ルールも目標もありません。

知事、全国最悪と言われてもまだこうしたあやふやな財政計画を続けるつもりですか。そうではなく、中長期の目標と財政ルールと財政フレームをつくり、財政健全化に取り組むべきではありませんか、知事のお考えをお聞かせください。

第5に、公会計改革と各種財政指標についてお伺いします。

総務省は、起債発行の自由をするために実質公債比率を採用し、少し地方債や地方財政の実態をつかむ指標に変えました。実質公債比率を採用したところ、夕張市の破綻を初め起債許可が必要な財政危機に陥っている自治体が22.2%もあったことが明らかになりました。このことは、夕張市の財政破綻は全国の問題であることを証明しているのであり、地方財政危機を少し明らかにしてくれました。

しかし、この実質公債比率の指標でも、財政の実態をあらわしてはいません。その自治体の標準財政規模から特別会計へ繰り出すなどの金も含め、純粹に幾ら借金返済に使ったかを見るべき財政指標であり、フローの指標でしかありません。今回の事件を見ても、現在使われている起債制限比率や公債比率、経常収支比率などはフローの指標であり、正確に財政状況を伝えるものではありません。その自治体の借金は、普通会計ばかりでなく、特別会計や公営企業会計の中にあり、これらを正確に捕捉し、各自治体の財政状況を正確に分析し、返済に何年要するかを計算し、財政情報として住民に説明する責任があります。

しかし、知事も現行会計制度を子供のお小遣い帳と表現しているように、現在の単式簿記、現金主義では不可能であり、国家や地方財政自体の経営的な観点に立ったアプローチによる公会計改革が必要です。

予算は、国家や地方が進むべき目標や希少資源の配分を決めるガバナンスレベルの決定ですから、説明責任や受託責任はもちろん、財政のサステナビリティを保障し、時間軸上の資源配分を守り、いまだ生まれていない将来世代の利益も守るシステムでなければなりません。また、その自治体の長の資源配分の意思決定が正しかったか、誤っていたかもチェックできる自治体経営の成否が判断できる財政システムでなければなりません。そのためには、各会計を連結した貸借対照表や行政コスト計算書、損益外純資産変動計算書、資金収支計算書などによって正確に住民に財政情報を伝える責任があると考えます。

8月13日の日本経済新聞には、夕張市の財政破綻を契機に地方財政の問題を住民アンケートをとった報告がなされています。自分の住む自治体の財政状況に関心のある人は71.3%、地元自治体の財政状況を知らない人が63%、地元自治体財政に不安を感じている人が77.7%もあることが報告されています。

財政破綻した場合、最終的な負担は税という形で住民が払うことになるのに、住民にわからない不正確な財政情報しか伝えられない現行会計制度は、抜本的に改革しなければなりません。諸外国では、起債する場合には住民の投票が義務づけられている国もあることを忘れてはなりません。

したがって、財政情報を正確に伝えられ、説明責任と受託責任が果たされる公会計改革が今こそ必要であります。国の財政改革を待つのではなしに、我が県自身が財政改革に取り組むべきときです。知事は、公会計改革の断行と各種財政指標をどのようにお考えか、お聞かせ願います。（発言する者あり）そのとおりです。

第6に、地方債発行の自由と破綻法による破綻基準とペナルティーの確立についてお伺いいたします。

夕張市財政の破綻は、今や全国地方財政の問題となっています。しかも、ことしから地方債発行の許可制が緩和され、財政が良好な自治体は起債発行が自由に行われることとなりました。国家と地方自治体は破綻能力はないとする破綻法の原則は、財政の責任は最終的には課税徴収権により住民が持ってい

ることの証左でもあります。

もし財政が破綻し、膨大な債務が残った場合、住民への税の賦課徴収権の価値はその残された債務と等しいと考えられるわけで、我が県に例えれば、県債残高 2 兆 5,000 億円は県民の無形資産の賦課徴収権の価値としてバランスシート上に記載されることとなると思います。起債の自由と同時に、起債する場合、住民の承認が必要であり、その承認を担保するために財政規律の確立が前提であり、破綻の基準の確立と罰則が必要となると思います。

現在の国・地方財政の危機的な姿からすると、1955 年にできた地方財政再建特別措置法の実質収支比率 5 %、20% のルールは、厳しい財政危機の中で機能するとは思えず、今回の財政危機を回避するには役立っていないことが証明されています。

したがって、公会計改革を行い、ストック情報により財政赤字や累積債務が一定の基準を超え、債務超過が発生すれば、破綻と認定する基準を確立すべきであります。知事のお考えをお聞かせ願います。

また、破綻に近づく危機的な財政状況をルール化し、時間ルールとしてその世代がつくった債務の返済はその世代で完了し、後世代に残すべきではありません。

また、財政のサステナビリティの確立と時間軸上の資源配分の適正化を保障するためにも時間ルールの確立が必要です。例えば累積債務を純返済可能資金で割った期間が 20 年以内に返済を完了することを法律で義務づけるとか、破綻の時間基準をつくることも必要であると考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

また、財務債務残高が破産基準に近づいたとき、早期是正措置としての起債発行の禁止や債務返済計画の策定を義務づけるとか、債権者との債務返済交渉の義務づけることをルールとして確立することが必要と考えますが、知事のお考えをお伺いします。

また、地方分権と地方自治の確立を進めるなら、地方自治体もみずから財政破綻した自治体にペナルティーを科すべきです。破綻した自治体は、県の直轄支配に入るか、または他の自治体に吸収合併させるか、または住民に増税を義務づけるなどペナルティーを科すべきと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

要するに起債が自由になることは、市場がその全責任を負うこととなるわけであり、地方債価格の発行と地方債に利息がつくのは当然で、もし破綻した場合は市場の債権者と住民がその責任を負うシステムとなるわけです。

したがって、長の受託責任と説明責任は極めて厳しく問われる財政制度に改革しなければなりません。早期是正措置や債務免除の法整備、裁判所による債務免除の調停判決など、米国の F A S B や破綻法のチャプターナインなどを参考にし、厳しいルールとペナルティーの法律化も検討すべきであります。地方分権と自治を進めるなら、地方自治体もみずから財政規律と破綻法などの破綻基準とペナルティーを確立すべきであると考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

最後に、大形駅の新潟空港駅前構想と空港アクセスと新潟空港乗り入れと白新線・羽越本線の高速化についてお伺いします。

この質問は、6 月定例会の連合委員会でお聞きしました。大形駅の新潟空港駅前と空港アクセスと新潟空港乗り入れについては、秋までに結論を出すとの答弁だったと記憶しています。結論はどうだったのか、お伺いいたします。

また、白新線、羽越本線の高速化につきましては、対面乗りかえホームの調査費、羽越本線高速化推進事業費 1,551 万円が決定されましたので、2014 年の北陸新幹線開業前の 2013 年に新潟駅連続立体交差化事業の暫定使用が可能であり、白新線・羽越本線高速化事業 219 億円の山形県、新潟県の費用負担などが決まっていけば実現しますので、山形県との費用負担の話し合いや検討委員会などで事業計画スケジュールなどの検討が進んでいると思いますが、現状の御報告をお願いします。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

【泉田裕彦知事】

佐藤浩雄議員の一般質問に順次お答えいたします。

まず、本県財政の現状認識についてであります。

財政再建団体はどういう場合になるのかと、何度も申し上げていますが、もう一度よく聞いていただきたいと思います。実質収支の赤字が標準財政規模の 5 % 以上になった場合ということであります。

私は財政運営計画でお示しをしており、歳入歳出両面にわたる不断の努力により実質収支の黒

字を維持することが可能であると考えております。それで、私の在任中においては財政再建に転落をさせない財政運営を行っていきと申し上げてきたところであります。

安全宣言という言葉は佐藤浩雄議員の言葉でして、いわばレッテル張りをしておいて、そのレッテルが自分の概念から外れていくからおかしいと言われてもコメントのしようがないというのが実態であります。

ちなみに、財務省の平成 16 年度決算の試算については、杉田議員にもお答えしましたが、新潟県中越地震復興基金 3,050 億円の造成債が入っております。この 3,050 億円の造成債が入っているということはどういうことかといいますと、10 年後にそっくり返ってくるのです。借金でも何でもないと。地方交付税の配分のための通行手形だということであるわけで、それを単純に計算して全国最悪と言われても、それは事実と反するということだと思っております。財政が悪くないものを悪い、悪いと言って回る方がよっぽど罪ではないかというふうに考えております。

次に、地方債市場との関係などについてであります。

私は、国による起債の同意の有無にかかわらず、財政再建団体に転落をさせない財政運営を行っていきたいということを申し上げております。

次に、中長期の財政ルールなどについてであります。

県財政の運営は、県経済の成長、また地方分権改革の進展状況等多くの要素に左右されることから、確定的な将来試算というのはその性格上無理であります。固定的な中長期目標の設定に大きな意味はないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、財政運営計画にお示しをいたしましたとおり、歳入歳出両面にわたる不断の努力を通じまして今後とも実質収支の黒字を維持し、財政再建団体に陥らないような財政運営を行いたいと考えております。

次に、公会計改革等についてであります。

現在の地方財政の仕組みは現金主義を前提につくられており、本来、発生主義会計で把握すべき財務状況が、一般の人は見てもわからないという状況になっております。現在の公会計制度は極めて不透明であり、問題であると思っております。企業会計的な視点に立った公会計改革を進めることが必要と認識いたしております。

この点に関しましては東京都で独自の取り組みも見られるところであり、また国での地方財政再生制度の検討の中で、フローの指標だけではなく、ストックベースの財務状況が明らかになる指標が必要とされているところでもあります。こうした動きも踏まえながら、本県といたしましても的確な財政情報の提供が可能になるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、財政破綻の認定基準についてであります。

民間企業の用いる企業会計に準拠して財政状況が把握できるような透明性のある財務諸表が整備され、そして貸し手の責任もしっかり追及されるということになれば、財務状況の悪化に伴って市場規律が働くこととなります。したがって、公会計制度が整備できれば特段の基準は不要であると考えております。

次に、債務の世代間負担のルール化についてであります。

県債は、社会資本整備の効用が長期間にわたるため、長期返済を前提とする財源として発行するものであり、償還期間については現行制度上、耐用年数を超えないようにしなければならないと規定されております。

私といたしましては、償還期間の設定に当たりましては、現役世代に過度な負担とならないよう、受益を受ける世代間の公平を考慮した適切な対応が必要であると考えております。現世代が次世代も使うすべてのものを負担しなければいけないという理屈はどこにもないということだと思っております。

次に、早期是正措置の内容及び破綻した場合に係るペナルティー等についてであります。

既に申し上げましたとおり、民間企業の用いる企業会計に準拠して財政状況が把握できるような透明性のある財務諸表が整備され、財務状況の悪化に伴って市場規律が働くことになれば、財政運営に一定の縛りがかからざるを得ません。したがって、早期是正措置や破綻に関しての特別なルールは不要であると考えております。

【齋田英司総務管理部長】

実質公債比率の状況についてであります。本県は 14.5%で全国都道府県の平均値と同じであり、全国中位となっております。

県内市町村については、起債に当たり県の許可を要する 18%以上の団体が 9 市町村となっており、許可団体の割合では全国の 22.2%に対し本県は 25.7%で、ほぼ全国並みの状況となっております。

また、夕張市と同様の決算事例につきましては、一時借入金を活用した赤字隠しのような事例は、本県及び県内市町村のいずれについてもないものと認識しております。

なお、先般公表しました県の産業団地造成に関連した一般会計から企業会計等への貸付金につきましては、赤字隠しというには当たらないものの、結果として不透明な部分もあることから、本年度内には是正することとしたところであります。

次に、本県の債務残高等についてであります。一般会計、特別会計及び企業会計を含めた県全体の地方債については、平成 17 年度末の残高が 2 兆 6,253 億円であり、平成 17 年度の償還額は借換債を除き 2,128 億円となっており、ここから交付税措置分を除いた 902 億円が県税収入を含む自主財源の中から返済されたこととなります。

仮にこの返済額で地方債残高を割り返すと数値は 29 となりますが、公債費自体の額が毎年度変動するものであることから、この数値が何らかの意味を持つものとは考えられません。

なお、地方債残高には新潟県中越大震災復興基金の解散時に全額返還される同基金造成費の 3,050 億円が含まれており、実質的な残高はこれを差し引くことが適当であります。

さきの知事答弁、それから今も申し上げましたが、財務省の基礎的財政収支分析についてであります。議員御指摘の財務省の試算に関する報道によれば、本県の平成 16 年度決算ベースでの基礎的財政収支は 3,357 億円の赤字とされておりますが、この試算は震災復興基金造成債の 3,050 億円を含んでいる点で実態をあらわしておらず、これを除いたベースでは本県が突出して悪いということにはなりません。

次に、県債の金利上昇のおそれについてであります。直近の地方債流通実勢金利において最も評価が高いとされる東京都債との金利差は 0.1%以下となっており、こうした現状において、実質収支の黒字を維持し、実質公債比率も全国中位で起債に許可を要しない本県において、御指摘のようなおそれはないものと考えております。

以上でございます。

【内山克彦港湾空港局長】

空港アクセスの検討状況についてであります。空港アクセスの改善につきましては、新潟市、JR 東日本等と空港アクセス緊急プロジェクト会議を設置し、実務レベルでの検討を重ねており、既存のサービスやストックの活用、早期実現性などの視点から複数の案について検討を行い、現在取りまとめに向けて関係者と最終的な調整を行っている段階であります。

次に、白新線・羽越本線高速化への取り組みについてであります。昨年度までに行った基礎的調査を踏まえ、今年度は新潟、山形両県が中心となって学識経験者等から成る検討委員会を設置し、鉄道施設の改良計画及び事業費の精査、沿線地域への経済波及効果等をもとに事業化の可能性について検討を深めることとし、11 月に開催するための準備を進めているところであります。

なお、費用負担や事業計画スケジュールにつきましては、この委員会での事業費の精査や事業スキームの議論を踏まえた後に検討することとなります。

以上でございます。

【佐藤浩雄議員】

まず、プライマリーバランスの問題ですが、知事の答弁で 3,359 億円には災害復旧の基金約 3,000 億円が入っていて基金は戻ってくるわけだから問題ないという話は、私もわかりますが、問題は今回財務省が発表したところになぜそうなっているかという前提が私はあると思うのです。この間のプライマリーバランスが平均すると 800 億円ずつ赤字になってきています。

また、行政コスト計算書でも、平成 16 年度ですが、422 億円出ています。要するに財政は、知事は安

全だから、私が勝手に危険だとレッテルを張っているのだというような言い方をしていますが、こういう数値から見れば、知事も言っているように安心できるような状態ではないわけです。そこへそういう災害が起きたりしているから財務省のような発表になるのではないのでしょうか。したがって、財政のサステナビリティというか、維持継続性を考えるならば、常に相当慎重に考えて、財政健全化を目標にきちっとした計画を立てるべきだと私は思います。

一方では、今回この日本経済新聞のところにも岩手県がいい例として出されているのに、こっちは、新潟県は悪い例として出されているわけです。では、どちらが財政が悪いかといえ、岩手県だって悪いわけです。悪い中からよくするために取り組んでいるところ、そうではないところ、その比較をマーケットが受け取った場合、我が県の経営能力に対する疑問が出た場合、将来地方債市場で大きな差がついていく可能性があるだけに、やっぱり私は財政健全化計画をきちっと立てて、目標とルール、規律ということをしていくべきだと思うのです。知事は、そういうことについては必要ないと今答弁していますが、しっかりした公会計改革をすれば大丈夫だという言い方ですが、私はそうではないと思うので、もう一度御答弁お願いいたします。

それから……（発言する者あり）そうですね。今の財政運営計画のように、毎年度臨機応変にやっていくなんていうことではなくて、少なくとも目標とルールを決めてやっていくべきだと私は思いますから、お願いいたします。

したがって、そういう臨機応変な財政運営計画ではなくて、もっとしっかりした岩手県のような明確な目標を設けてつくっていくべきだと、こう思います。

それから、地方債市場で今既に0.1%の差が東京都債とついているという報告ですが、私は例えばこの間わずか半年の中に、財政破綻をするかもしれないという財政健全化計画を出したり、そうでないという財政運営計画（素案）を出したりして、我が県の方針が非常にぐらついている。

知事に先ほど申し上げましたとおり、OECD諸国だとか住宅ローンの例や、あるいは臨機応変な財政運営計画、あるいはバランスシートで3兆1,000億円も黒字だから大丈夫だなんていうことは、そもそも3兆1,000億円のバランスシートの黒字は中を見れば橋梁やそういうものですから、売却できる資産ではないわけです。しかも、流動化比率は急激に100%以上も下がってきている。そういう状況からすれば、私は非常に危機的な状態になっていて、そういうことが市場にメッセージとして届いた場合、誤解される可能性は十分あると思うのです。

そういう意味からすれば、私たちはやっぱり正確な財政情報に基づいて伝える必要があると思うのです。ぜひそういった面で、今までの発言の経過からすればやっぱり私たちは、県民がよくわかると思うのです。県民に聞いてみればよくわかります。「わからない」と。そういうことを迷わすことなく、しっかりした方針を立て、財政情報を正確にすべきだと思います。

【渡辺惇夫議長】

佐藤浩雄君、時間が超過しておりますので、結論を急いでください。

【佐藤浩雄議員】

はい。

最後ですが、知事も公会計改革については必要だと、透明な公会計改革制度が必要だということですから御理解いただきましたが、ぜひ国の方針を出す前にもし具体的な着手の方法の考えがあったらお聞かせください。

以上です。

【泉田裕彦知事】

今、佐藤浩雄議員から意見の表明がありました。質問事項は認識できませんでした。

【佐藤浩雄議員】

わからないという話ですから、端的にやりますが、一つは財政運営計画素案にはルールも目標もありません。内容的には、臨機応変となっています。したがって、今の知事の答弁では、公会計改革があつて透明度の高い制度になれば、ルール、目標あるいは破綻基準などが必要ないというような言い方ですが、私はそうではないと思います。したがって、公会計改革がされて透明度の高い財政情報が出た場合でも破綻基準は必要であり、あるいは早期是正措置などの基準は必要であり、時間基準も必要であると思います。したがって、やっぱりそういうようなルール、目標を掲げた財政健全化計画（素案）をつくり直す必要があるということです。

もう一つは、知事とも一致しますが、今、公会計改革を国、総務省がいろいろ検討し始めていますが、それに先駆けて我が県がそれぞれ市場によりメッセージを出す意味でも改革の旗手になって、知事も通商産業省では財務会計を研究されてきているというふうに私も聞いています。よく知っておられるのだと思います。そういう公会計改革をぜひやっていただきたいということです。

それから、3つ目は、起債が自由になるとすれば、なおさらのこと市場に対して正確なメッセージを出す意味でも公会計改革に基づく基準を設けてやっていくべきだ。それから見ると、知事の今までの一連の発言はどうも誤解を招きかねない発言がずっと連続していますから、そういったものではなくて、正確なものに基づいて市場にメッセージを送るべきだと考えますので、もう一度御答弁をお願いします。以上です。

【泉田裕彦知事】

佐藤浩雄議員の御意見をまた伺わせていただきました。いずれにしても、公会計を是正をして透明度の高い会計制度を構築し、県民の皆様に財政状況をつまびらかに明らかにするよう努めてまいりたいと考えております。